日本私立学校振興・共済事業団共済規程の一部変更について

（平成二十六年三月三十一日文部科学大臣認可二十五受文科高第二六八四号）

日本私立学校振興・共済事業団共済規程（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

第二十六条第二項の表中「千分の八十六・四四」を「千分の八十七・一一」に、「千分の十・七四」を「千分の十一・四一」に、「千分の八十七・一四」を「千分の八十七・八一」に改め、同条第三項の表中「千分の八十七・一四」を「千分の八十七・八一」に、「千分の十・七四」を「千分の十一・四一」に、「千分の八十六・四四」を「千分の八十七・一一」に、「千分の十・七四」を「千分の十一・四一」に改める。

第二十七条第一項中「前条」を「第二十六条」に改め、同条第二項中「している加入者」の下に「（第四項の適用を受けている加入者を除く。）」を加え、同条第三項中「している加入者」の下に「（次項の規定の適用を受けている加入者を除く。）」を加え、同項の次に次の二項を加える。

4　産前産後休業（出産の日（出産の日が出産の予定日後であるときは、出産の予定日）以前四十二日（多胎妊娠の場合にあっては、九十八日）から出産の日後五十六日までの間において勤務に服さないこと（妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。）をいう。以下同じ。）をしている加入者が、事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の同項の規定により加入者の負担すべき掛金を免除する。

5　産前産後休業をしている加入者を使用する学校法人等が事業団に申出をしたときは、第一項の規定にかかわらず、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの各月分の当該加入者に係る掛金であって同項の規定により当該学校法人等が負担すべきものを免除する。

附　則

1　この変更は、平成二十六年四月一日から実施する。

2　変更後の第二十六条の規定は、平成二十六年四月分以後の掛金について適用し、同月分前の掛金については、なお従前の例による。

3　この変更規定の実施日前に産前産後休業に相当する休業を開始した者については、この変更規定の実施日をその産前産後休業を開始した日とみなして、変更後の第二十七条第四項及び第五項の規定を適用する。

平成二十六年四月二十三日

東京都千代田区富士見一丁目一〇番一二号

日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則の一部変更について

（平成二十六年三月三十一日文部科学大臣認可二十五受文科高第二六八五号）

日本私立学校振興・共済事業団共済運営規則（平成九年十二月二十四日文部大臣認可）の一部を次のように変更する。

第十条中「又は第三十五条」を「、第三十五条又は第三十五条の二」に改める。

第三十三条の二第一項中「第三十五条の二第二項本文」を「第三十五条の三第二項本文」に改め、同条第二項中「第三十五条の二第二項ただし書」を「第三十五条の三第二項ただし書」に改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第三号（第十条関係）

平成　年　月　日

確　認　通　知　書　（3）

東京都文京区湯島１丁目７番５号

日本私立学校振興・共済事業団　印

共済事業本部

加入者番号	加入者氏名	確認年月日

申出事由

確認内容			
産休免除	休業期間	出産予定年月日	
	出産児数	出産年月日	
育休免除	休業期間	子の生年月日	
	子の氏名	子の性別	

免除期間	確認前（自・至）	確認後（自・至）
産休免除		
育休免除		